

学校感染症による出席停止について（お願い）

学校感染症に罹患した際は、感染症流行の予防、本人の病状悪化を防ぐために、学校長の指示により出席停止（欠席扱いになりません。）となり、登校するには医師の許可が必要です。

治癒したこと、感染の恐れがないことを医師に確認の上、登校するようにお願いします。

また、登校する際に医師の証明書は必要ありませんが、下の『登校連絡票』に必要事項を保護者が記入し、担任まで提出してください。（印刷できない場合は、学校で用紙を配付いたします。）

●主な感染症と出席停止期間

- ・インフルエンザ・・・・・・・・・・ 発症後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで
- ・新型コロナウイルス感染症・・・・ 発症後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日経過するまで
- ・麻疹〔はしか〕・・・・・・・・・・ 解熱後3日を経過するまで
- ・風疹〔三日はしか〕・・・・・・・・ 発疹が消失するまで
- ・流行性耳下腺炎〔おたふくかぜ〕・・ 耳下腺等の腫れが発現した後、5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
- ・水痘〔水ぼうそう〕・・・・・・・・ 全ての発疹がかさぶたになるまで
- ・流行性角結膜炎〔はやり目〕・・・・ 医師が感染の恐れがないと認めるまで
- ・その他の感染症 ⇒医師より指示があった場合、出席停止になります。
溶連菌感染症、ウィルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、
マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎（流行性下痢嘔吐症）等

*但し、病状によって医師が感染症予防上支障ないと認めた場合はこの限りではありません。

*インフルエンザの場合は、型もご記入ください。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・きりとり・・・・・・・・・・・・・・・・・・

登校連絡票

令和 年 月 日

船橋市立船橋小学校長 様

医師より 年 月 日からの登校を許可されましたので連絡します。

（出席停止期間 年 月 日～ 年 月 日）

病 名	(インフルエンザの場合: 発症日 月 日) (インフルエンザは A か B も記入)
医療機関名	
児 童 名	年 組 氏名
保 護 者 名	